

# 定 款

(2022 年 6 月改正)

ジャニス工業株式会社

愛知県常滑市唐崎町 2 丁目 88 番地

# 定 款

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 (商 号)  
当社はジャニス工業株式会社と称し、英文では Janis Ltd. と表示する。
- 第 2 条 (本店の所在地)  
当社は本店を愛知県常滑市に置く。
- 第 3 条 (目的)  
当社は次の事業を営むことを目的とする。  
(1) 陶磁器の製造および販売  
(2) 建築用設備機器の製造および販売  
(3) 土木建築用資材の製造および販売  
(4) 岩石の採取、販売および埋立  
(5) 産業廃棄物および一般廃棄物の再生処理  
(6) 樹脂成形品の製造および販売  
(7) 前各号に付帯または関連する工事の設計、施工および請負  
(8) 前各号に付帯または関連する事業の経営および投資
- 第 4 条 (機関)  
当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。  
(1) 取締役会  
(2) 監査等委員会  
(3) 会計監査人
- 第 5 条 (公告方法)  
当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

- 第 6 条 (発行可能株式総数)  
当社の発行可能株式総数は、14,600,000株とする。
- 第 7 条 (単元株式数)  
当社の単元株式数は、100株とする。
- 第 8 条 (単元未満株式についての権利)  
当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利  
(4) 次条に定める請求をする権利
- 第 9 条 (単元未満株式の買増し)  
当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

- 第 10 条 (株主名簿管理人)  
当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

- 第 11 条 (株式取扱規則)  
当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株主総会

- 第 12 条 (招集)  
当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- 第 13 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 第 14 条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

- 第 15 条 (招集権者および議長)

株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定められた順位により他の取締役がこれに当る。

- 第 16 条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

- 第 17 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

### 第 4 章 取締役および取締役会

- 第 18 条 (取締役の定員)

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12 名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

- 第 19 条 (取締役の選任)  
取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 第 20 条 (取締役の任期)  
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 第 21 条 (取締役の報酬等)  
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
- 第 22 条 (取締役の責任免除)  
当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
- 第 23 条 (取締役会の招集)  
取締役会は、会日の3日前までに各取締役に對しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し議長となる。
- 3 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定められた順位により他の取締役がこれに当る。
- 第 24 条 (代表取締役の選定)  
取締役会は、その決議によって代表取締役1名以上を選定する。
- 第 25 条 (決議方法)  
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
- 第 26 条 (役付取締役の選定)  
取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。

- 第 27 条 (取締役会規則)  
取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

## 第 5 章 監査等委員会

- 第 28 条 (監査等委員会の招集)  
監査等委員会は、会日の3日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
- 第 29 条 (決議方法)  
監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 第 30 条 (監査等委員会規則)  
監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 計 算

- 第 31 条 (事業年度)  
当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- 第 32 条 (剰余金の配当等の決定機関)  
当会社の剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
- 第 33 条 (剰余金の配当の基準日)  
当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第 34 条 (配当金の除斥期間)  
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。  
配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 附 則

**第 1 条** 当社は、第82期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(附則)

1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規程の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

Janis